

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	総務課		
件 名	旧犬山市役所分庁舎解体工事にかかる監理業務委託について		
契 約 内 容	旧犬山市役所分庁舎解体工事にかかる監理業務		
契 約 期 間	令和3年11月17日から令和4年2月28日		
契 約 締 結 日	令和3年11月16日		
契 約 相 手 方	合同会社 長瀬設計		
契 約 金 額	423,500円		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。		
随意契約の理由 及 業者選定の理由	旧犬山市役所分庁舎解体工事の監理業務は、現場の状況等に精通した者が行う業務であり、当該工事の設計を行った合同会社長瀬設計が適切であるため、随意契約をするもの。		
その他特記事項			

※ 本件についてのお問い合わせ先 総務課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 学校教育課																									
件 名	犬山中学校非構造部材改修工事監理業務委託																									
契 約 内 容	犬山中学校の非構造部材改修工事の監理業務																									
契 約 期 間	令和3年12月28日～令和4年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和3年12月27日																									
契 約 相 手 方	松田設計事務所																									
契 約 金 額	2,068,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本事業に対する意図や現場となる施設及び管理者側の意見、考え方を理解したうえで、現場監理に反映できるのは、本事業の設計業務を請け負った者のみであるため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	池野小学校非構造部材改修工事監理業務委託	
契 約 内 容	池野小学校の非構造部材改修工事の監理業務	
契 約 期 間	令和3年11月16日～令和4年3月25日	
契 約 締 結 日	令和3年11月15日	
契 約 相 手 方	小川通也一級設計事務所	
契 約 金 額	319,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	本事業は少額随契であり、かつ本事業に対する意図や現場となる施設及び管理者側の意見、考え方を理解したうえで、現場監理に反映できるのは、本事業の設計業務を請け負った者のみであるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課